

特別決議提案説明

「石木ダム中止を獲得するために」

1. 石木ダムをめぐる現状

① 工事

- 付替県道工事 下流側右岸登り口から上流側左岸高台までの整地工事が進められている。当地の豊かな自然が壊されてきている。
- 本体着工ができる状態には程遠い。下記工程図からは1年半以上遅れている。

2015年計画変更 工程予定図

2015年8月 第2回長崎県公共事業評価監視委員会資料

8. 工期の変更

- 平成23年6月13日 県公共事業再評価（継続実施） ⇒ 平成28年度完成予定
○平成27年8月3日 県公共事業再評価（工期の見直し） ⇒ 平成34年度完成予定

工種	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
用地取得	←				→						
付替道路工事	←										→
ダム本体工事				←							→
その他付帯工事					←						→
試験湛水										↔	

＜工期変更の理由＞（長崎県）

- 付替県道工事の遅れ
 - ・ 事業認定告示後も任意解決のために公開質問状への対応などに時間を要し、付替県道工事の着工時期が遅れ、また、工事着工後もダム建設に反対する方々による通行妨害等の行為により、工事の暫定供用時期が延期となる。
- ダム本体工事の遅れ
 - ・ ダム本体工事は限られた期間での完成を目指すため、2交替による施工を考えていたが、ダム建設に反対する方々による抗議や妨害行為がある中で夜間工事の安全確保ができず、混乱が想定されることから、1交替による施工に変更する。
 - ・ 施工開始時期についても用地の取得が見込め、付替県道工事の暫定供用後とすることから、工期が延期となる。

＜上記からうかがえる「県の姿勢」＞

- あからさまな暴力行為は控える。→双方にけが人は出さない。
- 抗議や妨害行為をやめさせることができないので、持久戦を維持して工期再延長も考える？
 - ◇ 事業目的としている治水・利水両面とも、特に急がなければならない状況ではない。
 - ▶ 持久戦を維持して工期再変更も持久戦を維持して工期再変更もありうるのではないか。
 - ◇ 起業者の選択の決め手

- 世論の動向次第

② 行政 九州地方整備局、長崎県、佐世保市、川棚町

◇ 九州地方整備局

- 事業認定：長崎県と佐世保市が申請を出したから認定しただけ
- 意見があるなら、事業認定理由以外何も答えることはないから申請者（長崎県と佐世保市）に言ってくれ！という姿勢

◇ 長崎県

- 副知事・土木部長 国交省から出向
- 中村知事は石木ダム事業認定申請を提出した金子原二郎前知事（現・自民党参議院議員）のあと、2010年3月に引き継ぎ、3期目に入った。
- 県議会：石木ダム反対に明白なのは共産党のみ。社民党長崎県連は強制収用反対。
- 石木ダム建設を推進しているが、2015年の工期延長で象徴されるように、石木ダム建設を急がなければならない理由はない。
- 反対世論を見ながらの推進
- 長崎県公報で石木ダム必要キャンペーン
 - ・ その狙いは「石木ダム不要」世論をおさえ、「石木ダム必要」の世論形成。
- 収用・明渡裁決決定への準備？

◇ 佐世保市

- 朝長則男市長 2007年から3期目。3期目は無投票当選
朝長市長になってから石木ダム強行推進
- 市議会：共産党 石木ダム反対の山下市議が健康上の理由で辞職し、空席。社民党は強制収用反対の範囲
- 石木ダム建設を推進しているが、2015年の工期延長で象徴されるように、石木ダム建設を急がなければならない理由はない。
- むしろ、石木ダム供用開始後の財政破綻が懸念される。
- 『広報させぼ』2018.9で「保有水源 77,000m³/日」と公言。石木ダム必要キャンペーンを『広報させぼ』2018.5から始めた。
 - ・ その狙いは「石木ダム不要」世論をおさえ、「石木ダム必要」の世論形成。
 - ・ 収用・明渡裁決決定への準備？

◇ 川棚町

- 9月9日の町長選で三選された山口文夫町長は、HP上の就任挨拶で「平成23年3月に、町の将来像を「自然を愛し 暮らし輝くまち」と定めた「第5次川棚町総合計画」を策定するとともに、平成27年11月には、後期基本計画を策定し、これまで、主要施策を着実に取り組んでまいりました。」と述べた。「石木ダム」という言葉は一回も使っていない。

③ 訴訟

○ 事業認定取消訴訟

◇ 一審敗訴

- 起業者の裁量権 100%認めた。工場用水では、「水使用量は、売上高よりも受注量に影響されるといえ」などと詭弁を用いて「SSKの水使用量が増加」論を擁護している。
- 地域社会の破壊、そこで生活し続ける権利の侵害といった財産権以外の権利侵害を失われる利益として認めない。
- ◇ 控訴 控訴人 106 名 第 1 回口頭弁論 12/19
 - 一審の誤り 得られる利益大 ← 必要性なし
 - 一審の誤り 失われる利益は受容限界内 ← 侵害される人格権
- 工事差止訴訟
 - ◇ 事業の必要性
 - 被告：事業認定されている。「実際に必要性がある」キャンペーン。
 - 原告；事業認定は無関係 実際には必要性はない。佐世保市キャンペーンへの質問と説明要請
 - ◇ 権利侵害
 - 被告：財産権の補償はされる。それ以外の権利は移転先で獲得可能であるから受忍限界内
 - 原告：必要性のない事業による人格権侵害、地域社会破壊、生活し続ける権利の侵害。石木ダム事業に土地収用法を適用したこと自体が人格権侵害。

2. 今後に向けて

1) 具体的な取組 起業者への対応

① 起業者への対応 長崎県、佐世保市に対して、下記事項を提示する。

- 13 世帯住民は石木ダム事業のために土地・住居を明け渡すことはない。
- 石木ダム事業を継続する限り、私たちは下記理由で徹底的に抵抗する。
 - ・ 事業認定申請は覚書違反
 - ・ 「石木ダム不要」は益々明らかになっている。
 - ・ 石木ダム事業の受益予定者とされている人たちが、石木ダム事業が中止となっても、なんら困ることはない。
 - ・ 石木ダム事業を中止することで、13 世帯の生活が守られる
 - ・ 石木ダム事業を中止することで、優れた自然環境が守られる。
 - ・ 石木ダム事業を中止することで、無用な出費を避けることができる。
 - ・ その財源を、佐世保市水道の老朽化対策と川棚川流域の河道整備・内水氾濫防止・最下流部堤防整備に振り替えることができる。
 - ・ 以上のことから、石木ダム事業を中止することで多くの人が幸せを獲得できる。
- 以上より、「石木ダム工事継続を断念し、石木ダム事業を早急に中止すること」を要請する。

◇ 長崎県、佐世保市による「石木ダムキャンペーン」に対しては、県民・市民を欺くものであるから、

- 県民・市民向けに一つ一つ丁寧にかつ分かり易い「反論」を作成して配布する
- 長崎県と佐世保市に公開質問状を提出し、公開の説明会開催を求める。

② 国土交通省・厚生労働省への対応

◇ 国土交通省

- 土地収用管理室には、

- ・ これまでに明らかにしたことを示して、不服審査請求に対して、「事業認定取消」をするよう求めていく。

- 治水課には、
これまで明らかにしたことを示して、河川整備事業としての補助事業採択を取消すよう求める。

◇ 厚生労働省

- 水道課には、
 - ・ 2012年度再評価から6年を経過している現在においても石木ダム本体工事は着工されていないこと、再評価結果は現在の水需要実態と大きくかけ離れていること、から佐世保市へ再評価を求めることを要請する。
 - ・ これまで明らかにしたことを示して、補助金適正化法に基づいて「ダム用地確保不可能」と判断することを求め、水源開発事業としての補助事業採択を取消すよう求める。

③ 国会議員等への対応

- ◇ 公共事業チェック議員の会・公共事業改革市民会議 等へ
 - 関係部署への申入れ、ヒアリングへの協力を要請する。

④ 「受益」予定者（川棚町民・佐世保市民）への対応

- ◇ 今後の進め方として、上記①、②、③について共有を図る。
 - キャンペーン標語の作成
 - チラシの配布
 - 各地域でのミニ集会
 - 数百人から千人スケールの集会
- ◇ 「つたえる県ながさき」・「公報させぼ」等による石木ダム必要キャンペーンに対しては、一つ一つ丁寧にかつ分かり易く「反論」を作成して配布する。
- ◇ 合わせて、長崎県と佐世保市に公開質問状を提出し、公開の説明会開催を求める。

⑤ 石木ダム中止大集会（仮称）の企画

- ◇ 事業認定申請は覚書違反
 - ◇ 石木ダムは不要であることを再確認する
 - ◇ 長崎県と佐世保市に、石木ダム事業即時中止を求める。
 - ◇ 長崎県が石木ダム完遂にこだわって工事強行を続けようとも、私たちはそれに徹底的に抵抗する。
- 以上の意思一致を図る大集会（随時）。

以上は水源連としての考え方であるが、地元の状況に応じて適時考えながら、石木ダム中止に向けて精一杯、支援する。